

ここでは、法務省入国管理局における人身取引対策等について紹介します。

1 政府行動計画策定までの過程と新行動計画の決定

2 人身取引対策連絡会議の構成

3 人身取引対策行動計画(旧行動計画)の概要

4 人身取引対策行動計画(旧行動計画)の進捗状況

5 人身取引問題

2005年の入管法改正の概要

その1 入管法による人身取引等の定義規定の新設

その2 退去強制事由と上陸拒否事由

6 被害者保護の手続

7 被害者保護の考え方

8 国際移住機関(IOM)との協力

○ 皆様の御理解と御協力をお願いします

法務省入国管理局は、関係機関と協力しながら、人身取引の防止に今後益々積極的に努力していきたくと考えています。皆様の御理解と御協力(情報提供等)をお願いいたします。

○ 印刷用PDF画像

○ 広報資料

平成19年に保護又は帰国した人身取引の被害者数等について

平成20年に保護又は帰国した人身取引の被害者数等について

平成21年に保護又は帰国した人身取引の被害者数等について

○ リンク先

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshin/>

1 政府行動計画策定までの過程と新行動計画の決定

人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送などの行為をいいます。このような人身取引は大変深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

1 平成12年11月 国連での人身取引議定書の採択
→ 平成14年12月署名（平成17年6月国会承認）

2 平成16年 4月 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の設置

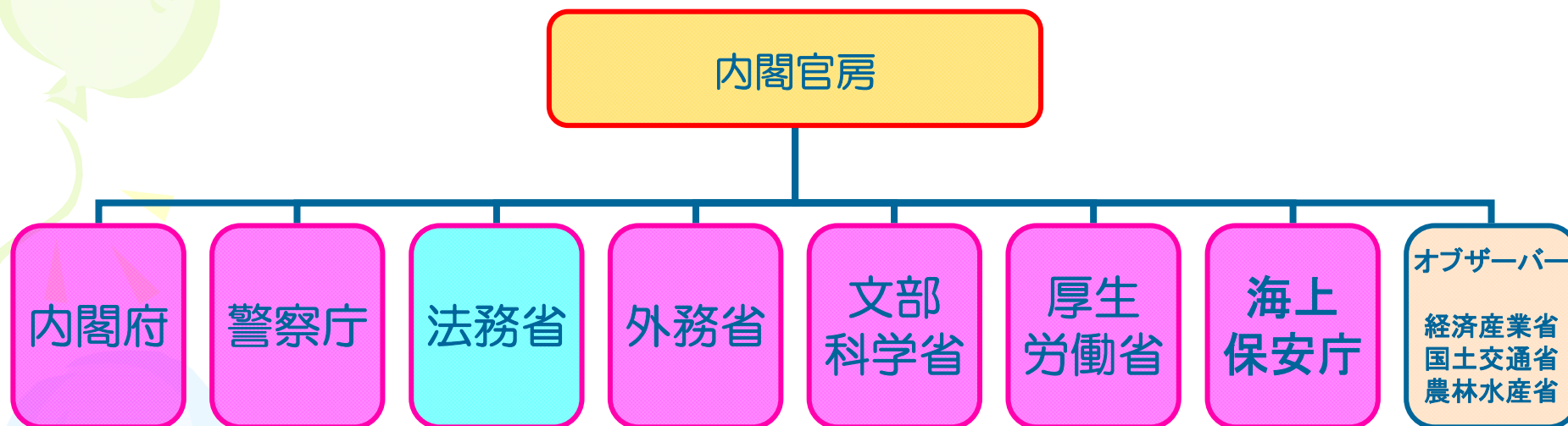
【会議の設置】 【開催状況】

平成16年12月 人身取引対策行動計画の策定

平成21年12月 人身取引対策行動計画2009の決定

【概要】 【本文】

2 人身取引対策連絡会議の構成



人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係機関の緊密な連携を図り、国際的な組織犯罪である人身取引に立ち向かうために策定された人身取引行動計画の趣旨に則り、人身取引の防止・撲滅を企図した取組みを行うとともに、速やかな被害者の保護を旨とし、上陸審査・在留審査・退去強制の各手続において、被害者本人の意思に配慮しつつ、法の規定に基づき措置を講ずることになります。

3 人身取引対策行動計画（旧行動計画）の概要

I 人身取引対策の重要性

- 被害者を保護の対象として位置づけ
- 刑罰法令の整備と取締りの強化
- 人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正をも含む防止

II 人身取引実態把握の徹底

- 1 被害者の実態把握
- 2 ブローカーの実態把握

III 総合的包括的な人身取引対策

- 1 人身取引議定書の締結
- 2 人身取引の防止
- 3 人身取引の撲滅
- 4 人身取引被害者の保護

→ 人身取引対策行動計画に基づき、入国管理局では、人身取引の予防・撲滅・被害者保護のため、入管法の改正（人身取引等の定義規定、被害者の在留特別許可等）、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の改正、上陸審査の厳格化、実態調査、被害者保護のための摘発、加害者の告発等を行ってきました。今後も関係機関と連携の上、人身取引対策に取り組んでいきます。

人身取引防止のための取組

Prevention (予防)

- 出入国審査の厳格化
- 空港直行通過区域の監視
- 大使館等との連携

人身取引
の撲滅!

- 帰国希望者に対する迅速・円滑な帰国協力
- 被害者に対する原則在留特別許可

- 不法就労助長事案に対する積極的取組

Protection (保護)

Prosecution (訴追)

4 人身取引対策行動計画（旧行動計画）の進捗状況

法務省（特に入国管理局）の取組み

- ① 人身売買罪の創設等を内容とする「刑法等の一部改正案」（含む入管法改正）が、平成17年6月16日に可決・成立 → 同年7月12日から施行
 - 人身取引等の定義規定の新設
 - 人身取引等の被害者が、上陸特別許可及び在留特別許可の対象となることを明確化
 - 人身取引等の被害者が、資格外活動・売春関係活動を理由とする退去強制事由該当者から除外されたこと
 - 人身取引等の加害者を上陸拒否・退去強制事由該当者に加えること
- ② 平成17年3月及び平成18年6月の二度にわたり、在留資格「興行」の上陸許可基準に関する法務省令の改正を実施，同改正を踏まえた実態調査の実施
- ③ 上陸審査（含む在留資格認定証明書交付申請に対する審査）の厳格化
- ④ 警察庁や労働基準監督署等の機関との協力
- ⑤ 在留資格「日本人の配偶者等」を有する外国人ホステスの実態調査
- ⑥ 被害者保護 → 在留特別許可，婦人相談所やNGOとの協力
- ⑦ 被害者が任意に帰国を希望する場合の国際移住機関（IOM）との協力

4 人身取引対策行動計画（旧行動計画）の進捗状況

在留資格「興行」の上陸許可基準に関する法務省令の改正

【平成17年2月】

我が国に「興行」の在留資格で上陸しようとする外国人に関する許可基準を定める法務省令（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令）の一部が、2月15日に改正され、3月15日から施行されます。

改正内容は、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行うことを目的として「興行」の在留資格で上陸しようとする外国人が、その従事しようとする活動について、「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」としている規定を削除するものです。

この改正により、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行うことを目的として我が国に「興行」の在留資格で上陸しようとする外国人は、その興行を行うことにより得られる報酬の額が500万円を超える場合、国・地方公共団体が招へいする場合、レコードの録音等を行う場合などを除き、その従事しようとする活動について「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと」又は「2年以上の外国における経験を有すること」が必要となります。

4 人身取引対策行動計画（旧行動計画）の進捗状況

在留資格「興行」の上陸許可基準に関する法務省令の改正

【平成18年3月】

法務省は、3月13日、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」(基準省令)の一部改正を行う。これは、政府の「人身取引対策行動計画」に従って、基準省令を抜本的に見直し、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行うことを目的として「興行」の在留資格で上陸しようとする外国人について、当該外国人を受け入れる本邦の機関に係る要件を厳格化すること等を内容とするものである。改正規定は、6月1日から施行される。

1 人身取引関与者等の契約機関からの排除

外国人芸能人と興行に係る契約を締結する機関(契約機関)の経営者及び常勤の職員について、

- ① 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者
- ② 過去5年間に外国人の不法就労活動に関与した者
- ③ 過去5年間に外国人に不正に上陸許可等を受けさせるために虚偽の申請をした者
- ④ 入管法74条から74条の8までの罪又は売春防止法6条から13条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者



⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないことを要件とする。

2 報酬支払の確保


契約機関について、外国人芸能人との間において、月額20万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されていることを内容とする契約を締結しており、かつ、過去3年間に締結した契約に基づく報酬の全額を支払っていることを要件とする。

3 人身取引関与者等の出演施設からの排除

出演施設を運営する機関の経営者及び常勤の職員について、1と同様の要件を定める。

4 不法就労等のおそれが少ない興行に係る基準の緩和

国・地方公共団体等公的機関が主催する興行など、人身取引や不法就労のおそれが少ない興行については、要件を緩和するとともに、客席での飲食や接待が行われない施設における興行や、高額報酬を受け、ごく短期間行われるコンサートなどについても緩和される要件の適用対象に加える。



5 人身取引問題

- 1 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること
- 2 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、18歳未満の者を自己の支配下に置くこと
- 3 18歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該18歳未満の者を引き渡すこと

防止！撲滅！保護！

- 1 上陸特別許可
- 2 在留特別許可
- 3 在留資格関係の許可

人身取引
入管法第2条7号

目的は？

認知した場合
の措置は？

Help!

救救我！ СПАСИТЕ!
!Socorro! ช่วยด้วยค่ะ!
Saklolo!



いま、私たち一人ひとりの力を合わせることが必要です。
人身取引があるとかその被害者がいるかもしれないと思ったときは、
直ちに警察等に通報してください。

人身取引を撲滅するための対策

- 刑法等の改正を行い人身売買行為など刑事法制を整備します。
- 警察等の関係機関で緊密な連携を図り、検察官、弁護士、ブローカー等の取組の徹底を図ります。

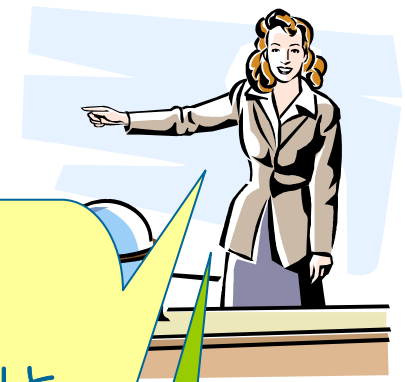
人身取引被害者に対するための対策

- 被害者の保護、カウンセリングや相談活動を行います。
- 被害者の生活に支障をきたさないよう、必要に応じた弾力的な在留許可を行います。
- 被害者の帰国への支援を行います。

女性の尊厳を踏みにじる
「人身取引」を根絶しましょう。

2005年の入管法改正の概要

その1 入管法による人身取引等の定義規定の新設



入管法2条7号

人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利，わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，人を略取し，誘拐し，若しくは売買し，又は略取され，誘拐され若しくは売買された者を引渡し，收受し，輸送し，若しくは蔵匿すること

ロ 営利，わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，18歳未満の者を自己の支配下に置くこと
ハ イに掲げるもののほか，18歳未満の者が営利，わいせつ若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ，又はそのおそれがあることを知りながら当該18歳未満の者を引き渡すこと

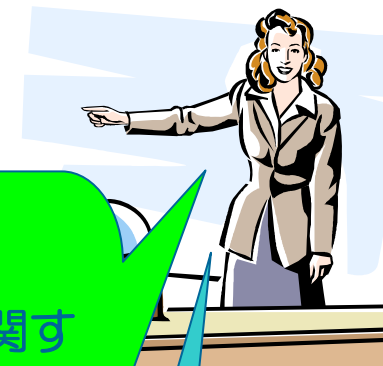
人身取引とは？
(人身取引等の定義に関する規定)

入管法第5条第1項第7号（売春関係）

入管法24条第4号イ（資格外活動関係），又（売春関係）の適用除外

被害者に関する上陸拒否事由及び退去強制事由の改正

その2 退去強制事由と上陸拒否事由



入管法12条第1項第2号
「人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき」には上陸特別許可をすることができる

入管法50条第1項第3号
人身取引等により他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥った者などについては、「人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき」には在留特別許可をすることができる

被害者に関する上陸特別許可事由、在留特別許可事由の改正

入管法5条第1項第7号の2
入管法24条第4号ハ

「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」

人身取引等の加害者に関する上陸拒否可事由、退去強制事由の新設

○ 加害者への対応

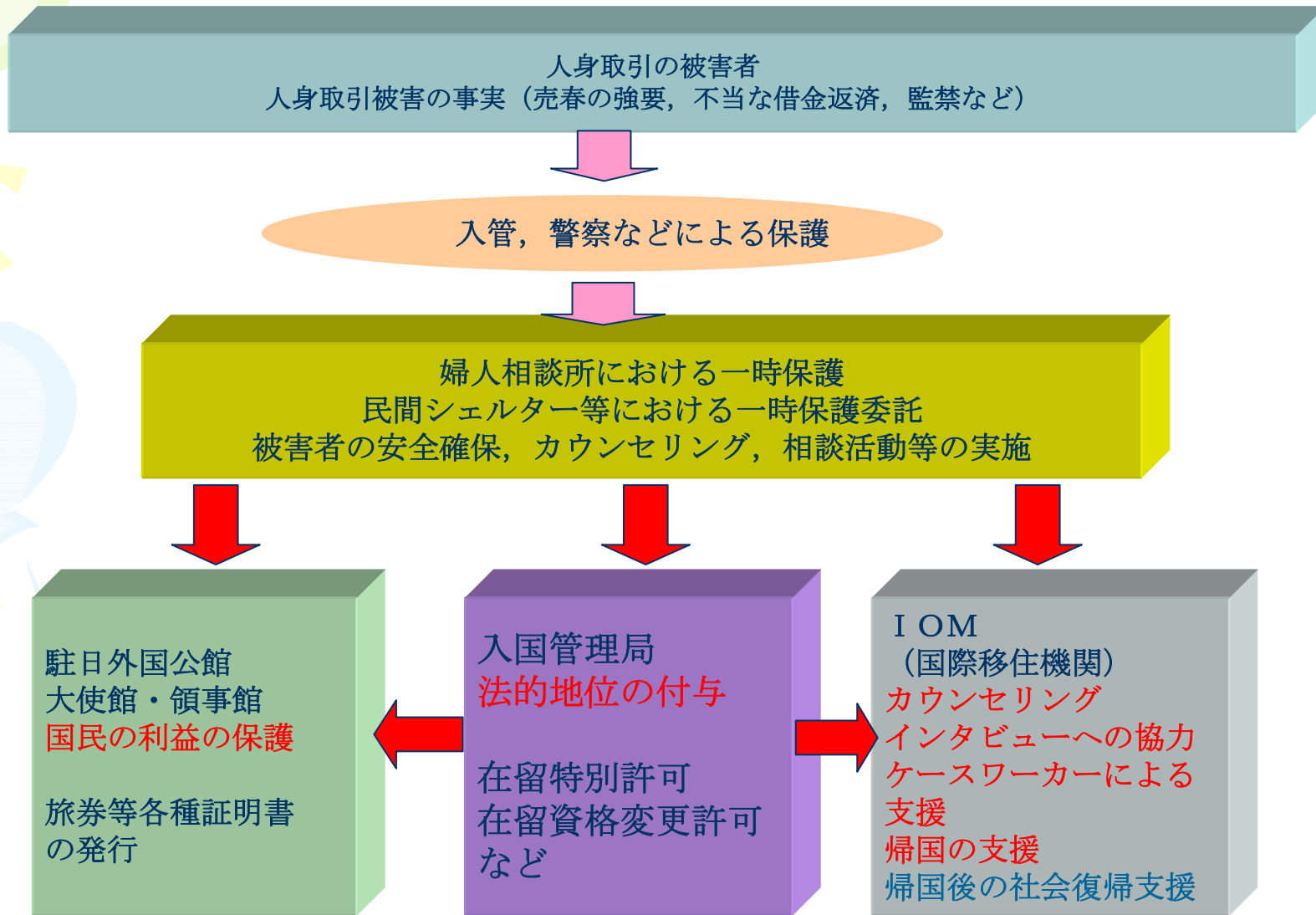
人身取引を行った加害者は、刑法の略取・誘拐の罪（営利目的の場合は1年以上10年以下の懲役など）や監禁罪（3月以上5年以下の懲役）として処罰されうることになるほか、ケースによっては次のような法律にも違反することになります。

- ① 職業安定法，労働基準法等の各種労働者保護法規
- ② 児童福祉法，児童買春・ポルノ法等の各種児童保護法規
- ③ 出入国管理及び難民認定法
- ④ 売春防止法，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

また，入管法上は，人身取引等の加害者（「人身取引等を行い，唆し，又はこれを助けた者」）に関する上陸拒否事由，退去強制事由を新設しています。

（入管法第5条第1項第7号の2，第24条第4号ハ）

6 被害者保護の手続



◇ 関係機関, NGO等から, 外国人で被害者である可能性のある方についての情報提供を受けた場合

→ 事案の場所, 当該外国人の所在地等を管轄する警察と連携するなどして調査を進め, 被害の状況, ブローカーの関与状況等について調査し, 保護のための摘発等を行います。

◇ 摘発等において, 人身取引等が行われているおそれがあるとの事情が認められた場合

→ 人身取引等が行われているおそれがあるとの事情が認められる場合には, 入管法に規定する人身取引の定義の解説, 調査の留意事項を基に, 加えて, 世界保健機関(WHO)や国際移住機関(IOM)が作成した被害者該当性判断のための調査事項等を参考として慎重かつ十分に調査を行うとともに, 警察, 在日外国公館, IOM等とも連携し, 情報の提供を受けるなどして, 人身取引被害者か否かの判断を行っています。

◇ 被害者と思われる方が供述しない場合や被害者性について認めない場合

→ 加害者の存在や支配・管理下におかれていたこと等が推認されれば、被害者として認定し、所要の手续を行います。

上陸審査及び在留審査においても、被害者である可能性がある」と判断される場合には、同様に、被害者保護の観点から、速やかに対応することとしています。

◇ 被害者と思われる方を調査する場合

→ 被害者等の心身の状況やプライバシーに十分配慮した時間及び場所で行うとともに、できる限り被害者等の母国語の通訳を介して意思の疎通を図ります。

また、女性であるときは、できる限り女性の担当官が対応し、柔らかな態度で不安感を払拭するよう留意しています。

この点、入国管理局は、婦人相談所、IOMやNGOとの協力関係が重要であると考えています。

◇ 被害者の保護が困難になっており、潜在化が進んでいるのではないか。

→ 今後更に「潜在化」の形態を解明し、保護を行っていくためには、多くの方からの情報提供が重要であると考えています。

人身取引対策行動計画に基づき、上陸審査の厳格化、実態調査、被害者保護のための摘発、加害者の告発等を行っていくこととしておりますので、皆様方からの積極的な情報提供等のご協力をお願いします。

◇ 人身取引対策に関する職員への研修は行っているのか。

→ 法務省入国管理局では、人身取引対策及び人身取引被害者の保護のために、人身取引の現状や取り組みに関する講義を含めた形での入管職員対象の「人権研修」を実施しています。また、人身取引対策に従事する職員を対象として、人身取引等に特化した専門的な研修も実施しています。このほかにも、地方入国管理局において、随時、研修を行っています。

7 被害者保護の考え方



不法残留等の入管法違反者が被害者である可能性があるときは、仮放免の弾力的な運用を行い、被害の状況、ブローカーの関与状況、その他必要な事項について調査し、事実認定、信ぴょう性評価を行うとともに、本人の帰国希望・在留希望の意思等を確認することとしています。

人身取引被害者と認定した場合、その方が不法残留等の入管法違反者であるときには、その方の法的地位の早期安定化を図り、被害者の保護に資するため、

- ① 帰国した場合の生命・身体等の危険性
 - ② 被害者の心身の状態、保護の必要性
 - ③ 刑事手続への協力(加害者の訴追等)
- などの事情を考慮し、在留を特別に許可します。

また、その後、継続して我が国での在留を希望する場合には、個別の事情を総合的に勘案し、在留期間更新や他への在留資格への変更を許可することを検討することになります。



8 国際移住機関(IOM)との協力

入国管理局では、被害者へのインタビューや被害者認定について、IOMと協力しています。

また、帰国の意思を表明した被害者についても、IOMに帰国支援を依頼しています。

仮に帰国後にリスクがある場合には、本人に状況を説明の上、引き続き一時保護を実施する等、人道的観点からそれぞれの状況に応じた措置をとることになり、この点においても、IOMとの協力関係を構築しています。

なお、IOMは、帰国後に再び人身取引被害者とならないよう本人の意思を尊重しつつ、個々のケースに応じた帰国後の社会復帰支援を実施しています。